

第 4 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成19年12月12日

開 会 中

場 所 第 5 委 員 会 室

平成19年12月12日（水曜日）

午前10時2分開議

午前11時55分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補正予算（第7号）

議案第16号 熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 熊本県一般海域管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 工事請負契約の締結について

議案第23号 工事請負契約の締結について

議案第24号 工事請負契約の変更について

議案第25号 工事請負契約の変更について

議案第28号 有明海自動車航送船組合格約の変更に関する協議について

議案第30号 専決処分の報告及び承認について

議案第32号 平成19年度熊本県一般会計補正予算（第8号）

議案第33号 平成19年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

議案第35号 平成19年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件について

報告事項

①会計検査院決算検査報告における指摘について

出席委員（8人）

委員長 井手 順 雄

副委員長 溝 口 幸 治

委員 山 本 秀 久

委員 児 玉 文 雄

委員 渡 辺 利 男

委員 岩 中 伸 司

委員 堤 泰 宏

委員 森 浩 二

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部 長 渡 邊 俊 二

次 長 中 村 寧

次 長

兼下水環境課長 富 田 耕 司

次 長 青 木 徹

土木技術管理室長 田 口 覺

新幹線都市整備総室長 長 野 潤 一

監理課長 鷹 尾 雄 二

用地対策課長 清 田 隆 範

道路整備課長 戸 塚 誠 司

道路保全課長 宮 本 英 一

首席土木審議員兼

河川課長 松 永 卓

港湾課長 生 喜 丈 雄

首席土木審議員兼

都市計画課長 山 本 幸

建築課長 岩 下 修 一

営繕専門監 加 納 義 之

住宅課長 吉 川 泰 久

砂防課長 西 山 隆 司

事務局職員出席者

議事課課長補佐 坂 本 道 信

政務調査課課長補佐 野 白 三 郎

午前10時2分開議

○井手順雄委員長 それでは、ただいまから第4回建設常任委員会を開会します。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、前回の委員会以降人事異動がっておりますので、自席から自己紹介をお願いいたします。

(土木部次長自己紹介)

○井手順雄委員長 次に、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さん方は座ったままで結構でございます。お願いいたします。

それでは、土木部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

○渡邊土木部長 おはようございます。

今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ち、まず、最近における土木行政の動向などについて御報告を申し上げます。

九州新幹線鹿児島ルートにつきましては、平成22年度末の全線完成を目指し、建設工事が着実に進められています。県としましても、できる限りの支援を行いますとともに、熊本の玄関口である熊本駅周辺の街路整備や連続立体交差事業等の整備について、引き続き全力で取り組んでまいります。

玉名市に建設中の国道208号玉名バイパスにつきましては、国において鋭意取り組まれており、去る12月1日に、玉名市寺田から河崎までの2キロメートル区間が開通いたしました。

これにより、既に開通している玉名市河崎

から立願寺までの2.3キロメートル区間とあわせてバイパスの東側の4.3キロメートル区間が完成し、市街地を通る国道208号の交通渋滞緩和や九州新幹線新玉名駅へのアクセス機能の強化が図られることと期待をいたしております。

引き続き、残る西側の4.2キロメートルの区間の整備促進について、国に働きかけてまいります。

鞠智城の国営公園化に向けた活動につきましては、国際的な観点から見た歴史的価値を明確にするため、去る10月11日から15日にかけて、鞠智城と関係が深い韓国の忠清南道で開催された百済文化祭において文化交流を図ってまいりました。また、去る12月1日には、冬柴国土交通大臣に現地を視察していただいたところでございます。今後も国に対して要望活動を進めてまいります。

道路特定財源の暫定税率につきましては、来年3月及び4月に適用期限を迎えることとなっており、暫定税率が廃止となった場合には、道路特定財源が半減するため、道路関係予算が大幅に減少し、これまでのような道路整備ができなくなるなどの大きな問題が生じてまいります。

このような中、去る12月2日に、県内地方6団体主催の真の地方財政の確立を目指す総決起大会が開催をされ、道路整備の財源確保などが決議されました。

県といたしましても、引き続き、国等に対して暫定税率の堅持などを強く訴えるとともに、県民の皆様の御理解が得られるよう、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今定例県議会に提案しております議案は、予算関係議案2件、条例関係議案等9件、報告関係2件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明します。

今回の12月補正予算は、梅雨前線豪雨等に係る県管理の河川、砂防、道路等の公共土木施設の災害復旧及び再度の被害を防止するための災害関係事業に要する経費等ございまして、合計で2億6,824万7,000円の増額補正及び災害復旧事業に係る6億6,000万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

あわせて、公共事業の発注の平準化等を図るため、県単独事業のゼロ県債を23億200万円、補助事業のゼロ国債を4億3,000万円、合計で27億3,200万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

また、去る10月に県人事委員会の職員の給与に関する勧告を受けた人件費の補正について、3,449万8,000円の増額補正をお願いしております。

次に、条例関係の議決案件につきましては、熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、熊本県一般海域管理条例の一部を改正する条例の制定について、工事請負契約の締結及び変更について4件、有明海自動車航送船組合理約の変更に関する協議について、道路管理瑕疵に係る専決処分の報告及び承認についてでございます。予算関係2件と合わせまして、合計で11件の御提案を申し上げます。

報告案件につきましては、県営住宅の明け渡し請求及び延滞家賃等の支払い請求についての訴訟並びに即決和解に係る専決処分の報告について2件でございます。

その他報告事項としまして、会計検査院決算検査報告における指摘についてを報告させていただきます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げますが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろ

しくお願いいたします。

今後とも各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○鷹尾監理課長 監理課でございます。

最初に、資料の確認をお願いいたします。

今回は、建設常任委員会説明資料及び建設常任委員会説明資料の追号分、その他の報告事項1件を御用意いたしております。

それでは、お手元の建設常任委員会資料によりまして、第1号議案平成19年度熊本県一般会計補正予算の概要について御説明させていただきます。1ページをお願いいたします。

今回の補正予算案におきましては、梅雨前線豪雨災害に伴う県管理の公共土木施設等の災害復旧に要する経費等を中心に計上しております。また、ゼロ県債及びゼロ国債に係る債務負担行為の設定をあわせて計上しているところでございます。

その内訳でございますが、上の表の2段目、今回補正額の欄でございますが、一般会計の普通建設事業といたしまして、補助事業で1億2,624万9,000円の増額、次に災害復旧事業といたしまして、補助事業で5,200万円の増額、単県事業で8,999万8,000円の増額を計上しております。合わせまして、一般会計といたしまして2億6,824万7,000円の増額でございます。

補正後の一般会計の合計予算額、その下の段でございますけれども、1,185億6,661万2,000円となります。

なお、特別会計につきましては、今回補正額はございません。

以上、12月補正後の合計額でございますが、一番右端の合計欄の3段目でございます。1,301億5,943万円でございます。

次に、2ページの平成19年度予算総括表をお願いいたします。

まず、一般会計でございますが、各課ごと

の補正額は、記載のとおり、道路保全課が4,000万円の増額、河川課が2億2,824万7,000円の増額でございます。

右側の補正額の財源内訳につきましては、表の一番下の合計欄をごらんいただきたいと思いますが、国庫支出金の合計額が1億1,524万9,000円の増額、地方債が1億3,400万円の増額、その他が1,899万8,000円の増額となっております。

3ページをお願いいたします。

3ページ以降、関係課の予算が出てまいります。このうちゼロ県債、ゼロ国債に係ります分につきましては監理課で一括して御説明を申し上げます。

まず、単独事業に係るゼロ県債でございますが、道路整備課ほか4課、88カ所分といたしまして23億200万円合計で設定をいたしております。

補助事業に係りますゼロ国債についてでございますが、河川課ほか1課、3カ所分といたしまして4億3,000万円を設定いたしております。

合計で27億3,200万円の債務負担行為の設定をお願い申し上げます。これは、事業発注の平準化と、それから早期発注による事業効果の早期発現ということを図るために設定をお願いするものでございます。

なお、ゼロ県債につきましては、2月補正にも改めて計上を予定しておるところでございます。

今回の補正予算に係る土木部予算の全体の状況は以上でございますが、追号議案がございますので、引き続き建設常任委員会説明資料の追号分をお願いいたします。

内容につきましては、県人事委員会の職員給与に関する勧告を受けた人件費の補正でございます。1ページをごらんください。

上の表の2段目の追加補正額(追号分)の欄でございますが、一般会計の消費的経費に3,358万1,000円、特別会計の消費的経費に91万

7,000円、合計3,449万8,000円の増額を計上いたしております。

先ほど御説明をいたしました補正予算及びこの追号分の補正予算を合わせた補正後の合計額は、一番右側の合計欄の3段目でございますが、1,301億9,392万8,000円でございます。

次に、2ページの平成19年度予算総括表(追号分)をお願いいたします。

各課ごとの追加補正額につきましては、記載のとおりでございます。

追加補正額の財源内訳につきまして、最下段の土木部合計欄をごらんいただきたいと思いますが、その他が91万7,000円、一般財源が3,358万1,000円でございます。

以上、よろしく願いを申し上げます。

○戸塚道路整備課長 恐れ入りますけれども、また前の説明資料にお戻りいただきたいと思っております。説明資料の3ページをお願いいたします。

今回、道路新設改良費の単県道路改築費としまして、右側の説明欄でございますが、植木河内港線ほか16カ所で5億4,800万円のゼロ県債である債務負担行為の設定をお願いしております。

補正予算につきましては、道路整備課はございません。

以上でございます。

○宮本道路保全課長 道路保全課でございます。資料の4ページをお願いいたします。

まず、道路災害防除費でございますが、今回4,000万円の補正増をお願いしております。

これは、国道445号と清和砥用線の道路災害復旧事業箇所の再度の災害を防止するための災害対策等、緊急事業推進費9,000万円の内示増がございまして、また、国道212号等の道路災害防除費の5,000万円の国庫内示減によります差額4,000万円を計上しております。

す。

その次に、ゼロ県債を、災害防除費で3,000万円、歩道整備費で1,500万円、舗装や側溝整備費としまして国道501号ほか51カ所で11億500万円を計上しております。

道路保全課計で、補正後の額は190億6,208万円となります。

以上でございます。

○松永河川課長 河川課でございます。5ページをお願いいたします。

最上段の河川改良費ですが、8,624万9,000円の増額をお願いいたしております。

内容といたしましては、上から2段目の河川等災害関連事業費で8,600万円の増額をお願いいたしておりますが、これはことし7月の梅雨豪雨の災害に伴う補正でございます。

また、3段目の河川等災害関連市町村指導監督事務費でございますが、24万9,000円を計上いたしておりますが、これは市町村の災害関連事業に关します指導監督事務費でございます。

次に、4段目の単県河川改良費につきましては、債務負担行為の設定でございまして、説明欄に記載しておりますとおり、2億6,600万円を限度額として設定をお願いいたしております。

次に、海岸保全費につきまして、ゼロ県債及びゼロ国債の負担行為の設定をお願いいたしております。

まず、6段目の海岸高潮対策事業費でございますが、説明欄に記入しておりますとおり、ゼロ国債を3億8,000万円、同じく7段目の単県海岸保全費でゼロ県債を4,800万円を限度額として、それぞれ債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、6ページをお願いいたします。

1段目の河川等補助災害復旧費ですが、5,200万円の増額を計上いたしております。

内訳としましては、2段目の市町村災害復

旧指導監督事務費でございまして、5,200万円を計上いたしております。これは市町村の補助災害復旧事業に関する指導監督事務費でございます。

それから、3段目の現年発生国庫補助災害復旧費において、説明欄に記載しておりますとおり、平成20年度から21年度にかけて、総額6億6,000万円を限度額とした債務負担行為の設定をお願いしております。これは小川泉線の災害復旧工事に伴うものでございます。

次に、4段目の河川等単県災害復旧費につきましては、8,999万8,000円の計上をいたしております。

内容といたしましては、5段目の現年発生災害復旧工事費で、これは補助災害復旧事業の対象基準を満たさない県単独によります災害復旧事業費でございます。

以上、河川課の補正総額は、6ページの最下段にありますとおり、2億2,824万7,000円を計上いたしております。よろしくをお願いいたします。

○生喜港湾課長 港湾課でございます。7ページをお願いいたします。

一般会計でございます。

上段の重要港湾改修事業費のゼロ国債でございますが、熊本港における債務負担行為の設定でございます。これは9月から翌年3月までの間ノリの養殖が行われるため、その期間の前に工事を終える必要があるためでございます。

中段の港湾施設保安対策事業費の債務負担でございますが、八代港、熊本港における国際埠頭施設警備業務に係る3カ年の債務負担の設定でございます。

下段の単県港湾整備事業費のゼロ県債でございますが、河内港ほか2カ所、百貫港、長洲港におけるしゅんせつ事業における債務負担行為の設定でございます。これもノリの養

殖の関係でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

天草空港管理運営費の債務負担でございますが、天草空港の気象観測業務に係る債務負担の設定でございます。

以上、港湾課、よろしくをお願いいたします。

○西山砂防課長 砂防課でございます。9ページをお願いします。

砂防課としましては、単県砂防事業費におきましてゼロ県債の設定をお願いしております。宇城市大田尾川ほか4カ所で、限度額9,000万円でございます。補正はありません。

以上でございます。

○松永河川課長 河川課でございます。

条例改正案3件について御説明を申し上げます。11ページから16ページとなっております。まず、11ページをお願いいたします。

議案第16号熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。12ページの概要で御説明を申し上げます。

2の改正する必要性についてでございますが、許可数量を超過し、不法に流水を占有する者に対して罰則を設けることとしたために、関係規定を整備するというにいたしております。

これは、昨年来、全国で問題となりました電力事業者による違法取水事件を契機といたしまして、法令を遵守して占有等を行っている方々との公平性を図るため、違反者に対して行政罰を科するというものでございます。

具体的な内容につきましては、3に書いてありますとおり、詐欺、その他不正行為により流水占用料等の徴収を免れた者に対して、徴収を免れた金額の5倍に相当する額、当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円を上限とする過料に処することによりまして、

この改正条例の施行日は、平成20年4月1日としております。

次に、13ページの議案第17号熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてと、15ページでございますが、議案第18号熊本県一般海域管理条例の一部を改正する条例についてでございますが、改正理由が共通でございますので一括して説明をさせていただきます。14ページをお願いいたします。

2の改正の必要性についてでございますが、許可数量を超過し、不法に海砂利を採取する者に対して罰則を設けるとしたこととしたため、関係規定を整備するものでございます。

これは平成17年度に発覚しました海砂不法採取事件を契機としております。

この事件に関しましては、本来支払われるべきであった海砂利採取相当額に係る返還請求を違反者に対して行っておりますが、県の対応につきまして、当時の委員会におきましても、もっと厳しく対応をすべきだという御意見をいただいております。これらの経緯を踏まえまして、法令を遵守し、占有を行っている方々との公平性を期するために、違反者に対して行政罰を科するものとしております。

改正内容につきましては、流水占用料等徴収条例と同様でございますが、詐欺、その他不正の行為により占用料等の徴収を免れた者に対して、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額が、5万円を超えないときには5万円を上限とする過料に処するというにいたしております。

条例の施行期日につきましては、それぞれ平成20年4月1日といたしております。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○鷹尾監理課長 第22号議案から第25号議案

でございますが、工事請負に関する契約に関する議案でございますので、監理課の方から一括して御説明させていただきます。17ページをお願いいたします。

第22号議案工事請負契約の締結でございます。

工事名は砂原四方寄線地域連携推進改築(西浦橋上部工)工事。工事内容は、溝渠、メタルの橋梁上部工でございます。工事場所は熊本市貢町地内、工期は契約締結の日の翌日から平成21年12月11日まで、契約金額は4億8,583万5,000円、これは税込みでございます。契約の相手方は高田機工株式会社福岡営業所、契約の方法は一般競争入札でございます。

この西浦橋は、西浦川及び熊本市道に加えて九州新幹線をまたぐ橋梁でございます、新幹線工事に支障が生じないよう工程を調整しながら、本年度から平成21年度までの3カ年債務により整備をするものでございます。

18ページをお願いいたします。

この資料は、平成19年6月に策定いたしました熊本県公共調達改革基本方針の中で、議会に付すべき案件につきまして、入札の経過及び入札結果について報告をすることとなっておりますので、その内容について御説明をさせていただくものでございます。

まず、1番の競争入札に参加する者に必要な資格といたしまして、上段の方から、建設工事の種類、それから、経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績、それから最後に、配置予定技術者につきまして記載のとおり条件を設定いたしまして、平成19年9月20日に公告を行いました。

2番の開札結果でございますが、入札には4社が参加をいたしまして、平成19年10月16日に開札を行いまして、5億7,080万円の予定価格に対しまして4億6,270万円、これはいずれも税抜きの金額でございますが、4億6,270万円で高田機工株式会社が落札をしたものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

第23号議案、同じく工事請負契約の締結でございます。

工事名は氷川治水ダム建設(ゲート製作据付)工事でございます。工事内容はゲートの製作据えつけ工事、工事場所は八代市泉町下岳地内、工期は契約締結の日の翌日から平成21年10月30日まで、契約金額は4億9,245万円、これは税込みでございます。契約の相手方は西田鉄工株式会社、契約の方法は一般競争入札でございます。

この工事は、既設の氷川ダムを2メートルかさ上げすることに伴いまして、本年度から平成21年度までの3カ年債務によりゲートの製作据えつけ工事を実施いたしまして、かさ上げ工事を完成させることで適正なダム管理を図るものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

同じく、第23号議案の入札経過及び入札結果についてでございます。

まず、1番の競争入札に参加する者に必要な資格といたしまして、建設工事の種類、それから、経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績、配置予定技術者につきまして記載のとおり参加条件を設定いたしまして、平成19年10月16日に公告を行ったところでございます。

2番の開札結果でございますが、入札には5社が参加をいたしました。平成19年11月7日に開札を行い、7億4,206万円の予定価格に対しまして4億6,900万円—いずれも税抜きでございますが、の価格で西田鉄工株式会社が落札をしたものでございます。

この入札につきましては、低入札調査基準価格を下回りましたため、低入札価格調査を実施いたしました。

調査の結果、工事費内訳書の内容及びその根拠などにつきまして、項目や数量等、特に問題となる点は見当たらず、また、社内組織の見直しでございますとか外注費の削減等の

合理化努力、さらに地域的なメリットなど最大活用によりましてコスト削減を図ることも可能と判断できますとともに、安全衛生管理計画を策定いたしまして、ISO9001に基づく品質管理を行うなど、安全管理や品質管理についても問題ないと判断したため落札を決定したものでございます。

21ページをお願いいたします。

工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成18年2月定例県議会において議決をいただきました工事請負契約につきまして、工事内容の変更のため契約金額の変更を行うものでございます。詳細につきましては、22ページの概要により説明をさせていただきます。

工事名でございますが、熊本駅周辺連続立体交差工事他合併。工事内容でございますが、下水道雨水排水管工一式、工事場所は熊本市横手2丁目地内、契約締結の日は平成18年3月3日、工期は平成18年3月6日から平成20年3月26日まで、請負業者は飛島・丸昭・橋口建設工事共同企業体、変更契約金額は13億6,185万円を2,199万795円減額いたしまして13億3,985万9,205円に変更をするものでございます。

変更の主な理由でございますが、施工いたします下水雨水排水管といたしまして、既設排水機場との接続箇所の土砂の撤去がございしますが、当初、通常の工法である立坑を設けまして土砂を搬出する施工方法としておりましたが、排水機場の上部から直接土砂を撤去する施工方法につきまして請負者から技術提案がありまして、この提案を採用することによりコストの縮減が図られましたため、減額をするものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

同じく、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成18年2月定例県議会にお

いて議決されました工事請負契約につきまして、工事内容の変更のために契約金額の変更を行うものでございます。詳細につきまして、24ページの概要により説明をさせていただきます。

工事名は熊本北部流域下水道(水処理施設)工事他合併、工事内容は水処理施設工一式、工事場所は熊本市鶴羽田町地内、契約締結の日は平成18年3月3日、工期は平成18年3月6日から平成20年3月14日まで、請負業者は岩永・大政・山本建設工事共同企業体、変更契約金額でございますが、11億2,350万円を2,700万6,982円増額いたしまして11億5,050万6,982円に変更をするものでございます。

変更の主な理由でございますが、当初、建設発生土の一部について、流用先が未定ということで仮に計上しておったところでございますが、建設発生土の有効利用を図るため、他の工事と調整を図りました結果、流用先が確定をいたしました。当初設定をいたしておりましたよりも運搬距離が延びたところから、土砂運搬に要する費用約2,700万円の増額によるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○生喜港湾課長 港湾課でございます。25ページ、26ページをお願いいたします。

第28号議案有明海自動車航送船組合規約の変更に関する協議についてでございますが、27ページの概要で御説明いたします。

変更いたしますのは、熊本県と長崎県で組織しております有明海自動車航送船組合の規約でございます。

変更の理由等は、同組合が策定し、ことし2月の組合の議会において承認を受けた経営健全化計画の実施に当たって、現行の管理者制度を見直すことが必要となり、地方自治法の規定により組合規約の改正について長崎県と協議するものでございます。

主な変更点としましては、(1)の組合事務所は2年ごとに長洲町と長崎県雲仙市国見町に置いておりますが、これを雲仙市国見町に固定されます。

(2)の組合議員に両県職員各2名が現在就任しておりますが、これを両県副知事1名に変えて、議員定数を12名から10名に削減されます。

(5)管理者につきましては、熊本、長崎の両県知事が2年ごとに務めておりますが、民間からの人材登用を図れるように、両県知事が組合議会の同意を得て共同で任命するように変更されます。

スケジュールとしましては、熊本、長崎の両県議会で議決いただいた後は、両県で協議を行い、総務大臣の許可を得まして、平成20年4月から新しい体制に移行する予定でございます。よろしく願いいたします。

○宮本道路保全課長 29ページをお願いします。

第30号専決処分の報告及び承認についてでございますが、30ページの概要で御説明いたします。

道路上の事故でございますが、日時が平成19年7月12日午後7時40分ころ、場所は熊本市小山1丁目の一般県道益城菊陽線におきまして、和解の相手方が自転車を運転し同場所を進行中、側溝ぶたが外れたところに前輪を落下させ、転倒、負傷したものでございまして、損害額7万7,901円のうち、道路管理者がその6割の4万6,740円を賠償するものでございます。

以上でございます。

○吉川住宅課長 31ページをお願いします。

県営住宅の明け渡し及び延滞家賃等の支払い請求についての訴訟並びに即決和解に係る専決処分の報告について、2件ございます。

まず、31ページですが、訴えの提起でござ

います。

県営住宅の明け渡し請求及び延滞家賃等の支払い請求について、次のように訴えらる。これは、和解をするものでございまして、提起するものでございます。当事者は、原告としまして熊本県でございまして、被告は、以下のとおり、18人になっております。

32ページですけれども、3の事件の内容で説明いたします。

被告らは、県営住宅の家賃を延滞または不法に占有しているため、公営住宅法第32条第1項に基づく県営住宅明け渡し及び延滞家賃の支払い並びに損害賠償を求めるものとしております。

請求の趣旨でございますが、(1)といたしまして、被告らは、原告に対し、県営住宅を明け渡し、(2)としまして、被告らは、延滞家賃及び訴状の送達日以降県営住宅の明け渡し済みに至るまで、1カ月につき家賃相当額の割合による金員を支払え、(3)としまして、訴訟費用は被告らの負担とする—33ページをお願いします、との判決及び仮執行の宣言を求めるものでございます。

訴えの遂行の方針としまして、弁護士を訴訟代理人と定めます。それから、第1審の判決の結果、必要がある場合は上訴するというところでございます。

34ページの概要をちょっと見ていただきたいのですが、4番目、被告の滞納データでございますが、滞納総額として484万8,600円、滞納総数は延べで226月となっております。

それから、訴訟の実施状況ですが、第1回を昭和61年に第1次訴訟をやっておりますが、今回で33回目となっております。延べ921人でございます。

報告2号につきましては、35ページをお願いいたします。

これも専決処分報告ですが、これは起訴前の和解についてでございます。

当事者は、申立人として熊本県でござい

す。相手方は、以下7人となっております。

事件の内容ですけれども、36ページをお願いします。

相手方は、県営住宅の家賃を滞納しているが、毎月定額の分納による延滞解消を確約するもので、訴訟前の和解が成立する見込みがあったために、熊本簡易裁判所の和解勧告を求めるものでございます。

和解の趣旨といたしましては、相手方は、和解条項のとおり、未払い賃金を分割して申立人に支払うこと、違約したときは、申立人は何ら催告を要せず、本件賃貸借契約は当然に解約となり、相手方は、申立人に対し、直ちに本件建物を明け渡すということでございます。

内容としましては、(1)相手方は、和解条項のとおり、未払い家賃を分割して申立人に支払う、(2)としまして、相手方は、和解条項のとおり、当月分の家賃を申立人に支払う、(3)としまして、和解条項に違約したときは、申立人は何ら催告を要せず、本件賃貸借契約は当然解除となり、相手方は、申立人に対し、直ちに本件建物を明け渡すこと、(4)としまして、相手方は、上記により契約解除となった場合は、契約解除となった日の翌日から県営住宅の明け渡し済みに至るまで、1カ月当たり家賃相当額の損害金を支払うこと、(5)として、和解費用は各自の負担とするということでございます。

37ページに概要がございますが、これもデータを載せております。

滞納総額としましては240万8,200円でございます。滞納総月数が延べで88月となっております。

この即決和解の申し立てにつきましては、平成15年4月1日から第1回目としておりますが、今回で6回目となっております。

以上でございます。

○井手順雄委員長 以上で執行部の説明が終

わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

○渡辺利男委員 河川課長にお伺いします。

ことしの豪雨災害の災害復旧が計上してあります。先日、上田委員が質問されていましたが、美里町の早楠地域、そこはよく山登りするときには二本杉に行くとき通るものだからよく知っておりますし、先日、日曜日もちょうど通って見てきましたけれども、川の真横に狭い道路があって、その横に家が8軒ばかり点々とあるというところで、岩も、もう部屋を超えるような岩がごろごろしているところですよ。その大きな岩も動いていましたもんね。あそこは、災害復旧事業をしたって、また大雨が降ったら間違いなく災害が出るような地域ですよ。ああいうところは、この間の本会議での質問は、10戸以上ないから、8戸だから、国の基準を満たせぬからというふうなことだったけれども、そもそもああいうところ、土石流のものすごいやっぱり危険地帯については、むしろ200～300メートル下ってもらったら、なだらかな平野がいっぱいあるところに移転してもらおうとか、そういうことはできないんですか。お尋ねします。

○松永河川課長 河川課でございます。

今、美里町の早楠地区の災害復旧のあり方についてのお話かと思いますが、国庫補助制度で認められております災害復旧というのは、基本的には原形復旧というのが原則でございます。ただ、再度災害を防止するために、災害関連事業として改良の要素を含めた災害関連事業というのはございます。ただ、その災害関連事業につきましても、そこに住んでおられる方々に移転していただくという事業ではございませんで、再度災害防止のための改良、復旧についての制度はございますが、そういう移転という制度は現在の制度の中にはないというのが現状でございます。

○渡辺利男委員 急傾斜地域なんかも、もう本当に危ないところの家を移転して——まあ建て直す際とかなんとかを含めて、移転される場合の補助制度、支援制度というのはあるでしょう、たしか。どうですか。

○西山砂防課長 今、委員がおっしゃられたのは、がけ地近接等危険住宅移転促進事業ですね。

○渡辺利男委員 はい。

○西山砂防課長 そういったやつは制度はございます。ただ、その制度自体は、要するにもととの家の除却とか、お金を借りるときの利子分とか、そういったやつについての補てんということで、なかなか丸々家を建てかえるみたいなどころまでは今の制度上はなっておりません。

それと、以前の水俣災害にしても、やはりその被害に遭われた方は、その周辺で暮らしたいという、再住という考え方を主に持っておられて、なかなか移転するというものは今まであんまりあっておりません。

○渡辺利男委員 水俣のあの土石流災害の地域も、本当危ないところにまたやっぱり家を建てられていますよね。ああいうのを見ても、やっぱり愛着というのはどうしようもなくあるんでしょうけれども、それならば土石流の危険地帯に指定する意味というのは何なのかなというふうに思うわけですね。

だから、今あるところはしょうがないけれども、もうそれ以上は建築許可を認めないとか、あるいはことしの早楠地帯みたいに、あんなやっぱりすごい状況になつとるときには思い切って移転を呼びかけるとか、何かそういうことをせぬと、結局また災害が起きるとじゃなかですか。あそこは、ものすごいやっ

ぱり土石流になるんじゃないですか。岩がごろごろして、あの岩が動き出したらひとたまりもないですよ。早楠公民館なんか新品をつくってあるけれども、河川敷のとんと横で、またあれは壊れますよね。だから、もうだれが考えても、同じところを復旧したってまた一緒だもんなど、ちょっと下れば平野がいっぱいあつとになと思うとですよ。何かやっぱり考えた方がいいんじゃないですかね。

○西山砂防課長 今、土砂災害警戒区域の指定をやっていますけれども、その中では、一つの方策として、要するに移転の勧告ということができるといことにはなっております。ただ、先ほども申しましたように、要するに一定の補助しかできませんので、なかなか住まれている方も、1戸建てで住まれているところの方々は高齢になっておまして、新たにお金をさらに継ぎ足して建て直すとかいうのは、なかなか希望がないみたいな状況です。

○渡辺利男委員 まあ、トータルコストでどっちが安くつくのか。そのまま今のところにして、また災害が起きたら、またやっぱり税金も投じて復旧せんと。まあ、今の補助制度では不十分でしょうけれども、それに何らか上増ししてでも移転してもらった方が、安心してもらえりし、住めるし、長い目で見ると安くつくということになるかもしれぬしですね。ぜひ研究していただきたいと思います。

○井手順雄委員長 ほかにございせんか。

○山本秀久委員 関連ですけれども、今までずっと道路が普及しなかつたり自動車が普及してこない場合は、今まで災害が起きてないんだな。そういうときに、実地条件を考えながらやってないものだから出てくるわけです

よ。だから、そういうときに、よく実情が昔のままであれば、改修したためにかえって災害が起きる場合もある。そういうことが往々にして多いんですよ。だから、そういう点は実情を把握して、その地域の地形というものをよく考えてやってくればいいけど、なかなかそれまでいっとらぬものだから、かえって今度は、今言われたように、何回も災害が起きるような状態が生まれてしまう。だから、そういう点をよく考慮してもらえば、かえって——昔はそこに何十年も住んで、災害は起きてないんですよ。道路改修したり河川改修したりなんかして便利になったために、かえって災害が起きる場合もあり得るものだから、そこをよく研究してやってもらいたい、というのが今後の対策の一つだと私は思いますよ。

○井手順雄委員長 要望でいいですか。

○山本秀久委員 要望です。

そして、もう1つつけ加えておきたいのは、その現状を把握せずによくやっている場合が多いんです。前にも私は何回か言った。水が多く出るところも水の少ないところも同じ側溝を入れてみたり、ここはこれだけの大きい、これだけの水が出るんだから、ここの側溝はこれだけの側溝を用いなきゃならぬとか、ここは水が少ないからこの程度の側溝でいいだろうとかいうのがないんだ。一律に全部やってきとるものだから、全部そここのところの水が多く出るところと出ないところの区別をやってないところが往々にして多いということ——だから、よく私は、現場に立って、現場を見てからやってくれぬかと。だから、測量するのも、よそから来た人間が測量したりなんかしとるものだから、地元の測量がしてないものだから実態がわかってないわけだ。だから、そういう点を考慮してください。

以上、要望しときます。

○井手順雄委員長 よろしく願いしときます。

ほかにございませんか。

○児玉文雄委員 24ページ、この契約そのものに対してではないんですが、ここに流用土ですか、これが道路工事現場あたりを通るとよく見かけることなんですよ。流用土を使う、まあ使えということになっているのか、そこあたりは私もあんまりわかりませんが、かなりの距離のところから流用土を持ってくる。そうすると、上の工事現場の進捗状態というか、上の方で泥がどんどん出るようになったら、下の方が、ちょっと待ってくれ、受け入れられないとか、いろいろな問題が今までずっと発生しておるわけです。

私は、上益城振興局の土木部に提案したことがあるんですよ。ああいうことをやって工事がおくれたら、コスト的にもばからしいだろうから、どこか1カ所にそういう場所を。どこからの工事の泥が出てもそこに持っていくと、そしてそこに堆積しとくと。これは建設業組合あたりで管理して、そしてその泥を次の工事に持っていくと。そうするとロスがないような気がするんですよ。私は、1回どまそういうことを話したと思うんだけど、今確かに泥を流用するということは大変いいことだけど、いろいろ現場の事情によってこれがスムーズにいかないものだから、何かそういうことは考えられませんか。どこかに堆積して、そうすると工事も早く終わると、やっぱりコストも下がると思うんですが。

○田口土木技術管理室長 土木技術管理室です。

今、お尋ねの土砂のストックヤードが必要じゃないかということでございます。

まず、土木部でやっております建設副産物の再利用指針というのがございまして、でき

るだけ再利用しようというふうを考えております。その中で、土砂につきましてですけれども、発生土については、今インターネットを使いまして各設計者が建設発生土の情報交換システムというのを利用させていただいております。

これはどういうものかという、工事を担当する者が、例えばA地区にどのくらいの土量がありますよと、発生します、いつごろ出ますと、もう一つは、うちの工事ではちょうどいい盛り土区間があるからそこに利用したいということで、それを情報交換をするという制度でございます。そういうのは今実際動いているわけですが、委員が言われるように、工期が合わないとか、そういう状況でなかなか利用しづらいというのがございます。

そこはそうなんですけれども、そこで委員が言われるストックヤード、各地区に1つポケットを持つとけばいいじゃないかというお話がございます。これは以前からいろいろ検討はさせていただいておりますけれども、その必要性も認識もしております。検討もしておりますけれども、なかなか採算面とか運用面でいろんな問題がございまして、今のところまだ実現はしてないという状況でございます。

ただ、実際やっているところもございます。例えば、河川敷といえますか、先行取得でとった河川敷とか道路のバイパス区間で、早く用地はできているけれどもまだ仕事ができないところとか、そういうところにはある程度仮置きをさせていただいているというような状況でございます。

今後は、当然委員が言われるように、きちんとしたストックヤードあたりを設けていきたいなというふうには思っておりますけれども、今検討課題というか、まだ実現には至っていない状況でございます。今後とも、そういう課題を詰めていきたいと思っております。

○児玉文雄委員 ぜひ考えておいていただきたいのは、これは我々素人が考えても、大変あれはコスト的にも工期的にも、今やっているやり方は問題があると。ストックヤードというのは、10トンダンプが行けるような道路沿いで、ちょうど4～5年前の台風のときに、大変なくぼ地があるんですよ。田んなか全部災害でやられてしもうて、もう復旧しても大した効果は上がらないと。だから、そこをストックヤードにすると、そして、もうそれは国道から見えないけれども近いし、町道もついとるし、大変便利ないところだから、その地域で仕事して余った泥はそこに一時置いて、どこかほかにまたこれを流用すると。私は採算も十分合うと思うんですがね。ブルを1台置いて、そういう泥が入るときは、まあ当番制あたりでも、建設業協会あたりでダンプがおろしたのをずっとならしていくとか、何とかそういうふうにやれば……。そうすると、確かにそれは資源は大事に使わにやいかぬけれども、大体見た光景は工事がストップしていますよね。こっちの工事とこっちの工事が合わなくて、ほとんど何しとつとつて、前持ってきた泥には草が生えとるごたる状態で、もう何回もそういう光景を見てくるものだから、もう少しそこらあたりは考えた方がいいんじゃないかなと私は思います。ぜひ考えて実行してください。

○田口土木技術管理室長 今、委員の言われるとおり、我々もその重要性は認識いたしておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

○井手順雄委員長 ほかにございませぬか。

○岩中伸司委員 今のに関連して、ちょっと1つだけ。

議案第25号の土砂運搬の距離が長くなった

ということですが、どれくらいその距離はあるのでしょうか。

○富田土木部次長兼下水環境課長 当初、未定のところは一応5キロメートルで設定しておいたわけですが、幅からいたしますと、大体5キロメートルから、一番遠いところになりますと29キロメートルぐらいの距離で決まったということになります。おかげさまでといいますか、基本的に公共事業の中で流用ができたというような形にはなっております。

○岩中伸司委員 25キロだったのが29キロに延びたということですか。

○富田土木部次長兼下水環境課長 1カ所じゃない……

○岩中伸司委員 何カ所もあるんですね。

○富田土木部次長兼下水環境課長 1カ所じゃないので、5カ所ほどに分散して入れたということになります。

○井手順雄委員長 じゃあ、着工前の想定というのはなかったんですか。

○富田土木部次長兼下水環境課長 想定を、そういう場合は、基本的に一定の5キロなら5キロということで決めて大体設定しております。そういう形の中で……

○井手順雄委員長 その5キロの範囲内に捨て場所がないというのが、想定内であれば、最初からその5キロの設計じゃなしに、実際の実設計という形の中で最初から20キロ、25キロというような予算を組んどけば、こういう増額補正というのはあり得ぬわけですね。

○富田土木部次長兼下水環境課長 そこについては、基本的にいろんな工事があるわけですが、その中で今回の工事は特に3年間にわたるといことで、その中でそういう捨て土先を決めていくというふうなことでございます。その中で、今回は、熊本土木の管内でございますので、一応5キロという形でとりあえず決めさせていただいて、その後具体的に決めていったということになります。

○井手順雄委員長 だから、設計する段階でその辺も精査しながら、やっぱり詳細な設計というのをやっていただきたいというふうに思います。

ほかにございませんか。

○溝口幸治副委員長 2点お尋ねをいたします。

工事請負契約の締結についてのところですが、この契約について云々じゃありませんが、私どもはことしの2月に中小企業振興基本条例というものをつくりました。その中で、中小企業を育成していくことは県の責務であるというような形で条例を制定させていただきましたが、とった業者がどうのこうのじゃなくて、この後下請に出したり材料を仕入れたりといろいろなことが出てくると思いますが、例えば県外業者の方がとられたときに、県外業者の方に、まあ下請だとか材料だとかそういうものを、どこを使ってくださいというようなのは言えないんですが、我々熊本県では、この中小企業振興基本条例というものを制定して中小企業の育成に力を入れていると、そういう趣旨を踏まえてやっていただきたいという指導等々がなされているのか。それから、県内であっても、下請をよその県に出されたりとかもあるかもしれませんし、その辺の指導というか、アドバイスとい

うか、その辺をどの程度やられているのかというのが1点目。

2点目ですが、職員の給与に関する勧告を受けて、人件費の補正が今回上がっています。これについては、皆さん方も日ごろ頑張っているらしいですし、非常に厳しい、給料が上がらない時代もありましたので、今回上げることについては私個人としてはやぶさかではないというふうに認識をしているところですが、県民の皆様方からいろいろな話を聞くと、なかなか県民の理解というものが入り受け入れていただけとは思えない状況でございます。

例えば、県内経済は依然として厳しいわけですが、そのような厳しさが果たして県職員の皆様方に本当に理解できているのか、県民の痛みがわかっているのかという率直な声もあるわけです。例えば、こういう土木の人件費が、総額幾らかわかりませんが、ありますよね。こういうものを、土木の人に出すんじゃなくて、何か違う、民間にでも委託すりゃ、80%、85%で受けるというところがあれば、そこに出したらどうだとか、建設業の皆さん方は、入札制度改革等もあって、非常に厳しい状況で先行きが見えない、入札制度も変わって、昔は計画を立てて銀行の借入れなんかやっていたのが、くじ引きで決まってくと。そのような先行きがわからない状況の中で、県職員だけ給料を満額払っていくんじゃなくて、その分入札して、例えば宮崎県に委託してもよかじやなかか、鹿児島県に委託してもよかじやなかか、安ければというような話も出ているわけですね。

そのようなところで、今回こういう案件が出ていますので、部長のこの件についての認識というか、上げることはやぶさかでないと思っていますが、県民の皆さん方に理解をしていただく、そのためにはやっぱり皆さん方は、資質の向上を図ってしっかりやっっていくんだという決意が必要だと思いますので、そ

のあたりを部長に御答弁をいただきたいと思っています。

○鷹尾監理課長 県外業者が受注した場合には、地元の企業や資材を活用いただくということですが、基本的には下請以下の取引については民民の取引ということが原則でございますので、発注者の方から指導するといいますか、指定するということとは、これは独占禁止法上の問題もございまして、これは無理という状況でございます。

ただ、せっかくの受注をいただきましたし、県内にも有能な会社がたくさんございますので、特記仕様書の中で、下請業者の活用にあたって県内業者を活用いただくこと、それから、資材の購入にあたっては県内から調達をいただくようなことについて、まあ努力規定ということで注意を喚起してお願いをしているところでございます。

○渡邊土木部長 職員給与の件でございますけれども、溝口委員もおっしゃるように、私も県職員、これが県民の方々にとってどういうふうに我々県職員の姿を見られているかということは、我々が本当にきちんとやっばりもうちょっと考えなきゃいけない部分というのは相当あると思っています。給与もそうだし、仕事ぶりもそうだろうと思っています。そこら辺は、日ごろの我々日常業務を通じて、ここら辺は職員、きちんと意識を持って、倫理観を持って、いろんな仕事に、やっぱり県民のためということをしっかり認識して仕事をしていく、これが一番、これしかないとは私は思っておりますので、ここら辺については十分土木部職員一丸となって、認識を新たにしていきたいと思いますというふうに思っております。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○森浩二委員 さっきの24ページにも関係するんですけど、きのう少し説明を受けたんですが、油代の件ですけど、こういう長期的に3年間工期がありますよね。これの変更したときの油代は、当初の契約の油代とか、現時点の油代、どちらで入れていらっしゃるんですか。

○田口土木技術管理室長 当初の設計、3年債務だとか2年債務だとかいうことで長期にわたる場合がございますが、その中で当然資材は上がっていく、下がる場合もございますけれども、そういう場合がございますが、ひとつそういう場合については、熊本県の公共工事請負約款の中の25条がございますが、一応スライド条項というものがございます。そこで、一つは、そのスライドをする25条の中にも3つございまして、スライドをやる、それと単品だけ、例えば油代だけが上がっていくと、それともう一つは、47年か48年ごろでございましたけれども、戦争とか、そういうもので全体的にどんとインフレ的に上がっている、そういう3つの場合を想定したかたちの契約条項がございます。

1つは、12カ月を超えるものにつきましては、当然物価が上がっていくということが想定されます場合は、その甲乙のどちらかが非常に施行が困難ということで協議をしていただければ、その中で認められるとか、協議の中で対応していくということになります。

それと、もう一つは、単品の場合がございますが、単品の場合、12カ月ではなくて、おのおので特に上がったということがありますならば、これはちょっと国との関係もございまして全国的な話になるわけですが、国とも協議しながら単品の分でどういう形で上げていくかということになります。

それと、インフレの場合は、全体的なこと

でおります。1つ、今現在鉄筋と特に燃料が上がっているわけでございますけれども、これにつきましては、9月に一度鉄筋と燃料の単価アップをさせていただきました。それから、10月には、また同じく鉄筋と燃料、それから生コン、それからアスファルト、それから骨材、そういうもろもろを上げさせていただいたという、そういう状況でございます。

○森浩二委員 なるべく物価に合わせてやってもらいたいと思います。

○岩中伸司委員 報告第1号で住宅課にお尋ねしますが、かなり苦勞されているように見受けられますけれども、それぞれこの間の状況をずっと表であらわしてありますが、最近被告数がかかなり多くなっているように思うんですけども、これはすべて完璧にというか、支払い能力があるという前提の中での提訴ということになるわけですか。

○吉川住宅課長 提訴する場合は、支払い能力があるとかじゃなくて、支払っていただけないから滞納額が、ここに書いておりますように、滞納月数が6カ月以上または滞納金額が10万円を超えた場合でなかなか支払ってもらえぬ場合、こういう方々とは、一応連絡をしまして事情を聞きまして、収入がどうか、それから、収入申告のやり直しとか、賃料を決めるために本当に収入がどうなのかを調べまして、お話し合いをしながら決めていくんですが、どうしても支払いが滞ったりあるいはこっちからの働きかけについても全然打ち合ってもらえない、ナシのつぶてというようなのがあって、滞納がずっと続くという方に対して呼び出しをしますけれども、どうしてもやむを得ず提訴するということになっております。

○岩中伸司委員 当然入居されたらその家賃

を払うというのは大原則ですので、これは、1つは県民の財産でもあるわけですから、きちんとしてもらいたいというのと、もう1つ、これを見れば、第1回が昭和61年で、20年以上前の話になるので、この9人という、ここはどんな現状にあるんですかね。20年前ということですが、これだけに限って、ちょっと9人の方は現在どういう……まだ住み続けているのかどうなのかを含めて。

○吉川住宅課長 現在住み続けておられるので提訴するわけですが、実は提訴を61年にやっています、このときに和解しております。ここに書いてあるように、分割払いで約束をしていただいたんですが、その後また滞納が始まったということで……(発言する者あり)。失礼いたしました。このときの9人の方がどうなったかということですね。

このときの9人は、その結果として、判決をいただいたのが2人、和解した者が7人になっております。判決をいただいた者については、多分強制執行がなされていると思いますが、この和解を含む7人につきましては、ちょっと調査してみないとわからないんですが、多分住まわれておる可能性があると思います。それか、自己の都合で退去されたか……。

○岩中伸司委員 その和解の7人が住み続けているのかどうなのかわからぬというのがちょっと私もわからぬのですが、ある意味では、民間のアパートとやっぱり公営住宅の場合は、住んでいる人も、何というかな、まあ居座った方が勝ちというか、民間だったらすぐ追い出しを食らうだろうと思うんですが、そういうのがやっぱり公的な住宅の場合は、その人の収入に合わせて、まあそういう配慮なんかもするわけですから、若干幅があって、そこに甘えてしまうという部分もかな

りあるんじゃないかなというふうな気もするんですね。

ですから、そこら辺については、本当に手助けをしなければならない、そういう財政状況の人かそうじゃないかというのはきちんと分けて厳正な対処をすべきというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○井手順雄委員長 ほかにございせんか。

私から1点ちょっとしたいと思うんですが、14ページ、海砂の罰則規定に関する条例変更というのが出ておりますが、これは違反すれば払わなんというのはもちろんこれは要るんですが、これは海砂利採取の業者に対しての罰則規定であるというようなこととございせんか。そういった意味であれば、逆に言えば、海砂採取というのが今行われておりますけれども、これが年々減少していると、環境の問題で減少させているというような状況があります。

そういう中で、こういうのが出ております。各年度に採取量限定の算定ということで、20年から24年までの5年間に5%ずつ減していくというようなこととございせんか。こうした中で、そうしたら、こういう罰則規定をつくるのはいいんですが、県の方でどんどん掘る量を減らしていけば、いずれは限りなくゼロに近づくとというようなこととございせんか、このとき業者はどうやって生活を立てていくのか、それに対しての何かの手当はあるのか、この辺をちょっとお聞かせ願ひたい。

○松永河川課長 河川課でございせんか。

きょう御提案させていただいております条例の改正につきましては、先ほど説明の中で申しましたように、海砂利の違法採取事件があったわけとございまして……

○井手順雄委員長 前段はいいです。そこら辺をちょっと明確に。

○松永河川課長 じゃあ、今回の趣旨は、そういうことで公平性のために趣旨を条例改正したものでございまして、今委員長のおっしゃいました5カ年間で5%ずつ削減していくという……

○井手順雄委員長 年間でしょう。

○松永河川課長 年間5%ずつ削減していくというその表につきましては、実は昨日の環境対策特別委員会の方で環境政策課が委員会の方に報告をいたしております。それをちょっと御紹介いたしますと、平成16年2月の県議会、これは有明海・八代海再生特別委員会から採取削減の対応を早急に実施するようという提言を受けまして、ことし3月に、今委員長がおっしゃいました海砂利採取縮小の方針をまず……

○井手順雄委員長 いや、それはいいんですよ。それは全部わかっております。承知しております。しかしながら、そうやって削減していくならば、業者は立っていかぬわけですよね。そのときに、何か保障するのか、それとも量をどこかでとめるのか、そういう対策を立てて、片やそれをやっていただいて、片や罰則規定をつくると、そういった整合性は私は必要だろうと。それは業者さんは、毎年減らされるんだと、どうやって会社を立てていくんだ、従業員に給料はどうやって払おうか、油は高くなったと、船の償却はどうしようかというようなもろもろが出てくるわけですね。そこら辺は、決まったからといって、ただ単純に減らしていくというのも整合性はとれぬと私は思うんですが、その認識はいかがですかという質問です。

○松永河川課長 確かに、特別委員会の提言を受けまして、委員長がお手元に持っておら

れる5カ年間で5%ずつ減らしていきましようという当面の縮減計画は、今実を言うところまで検討しているところまでございまして……

○井手順雄委員長 業者は持つとるですよ。

○松永河川課長 それは事前に打ち合わせをする中で出た資料かと思いますが、まず5カ年間で縮減計画をつかった上で、当然特別委員会なり議会なりの意見を伺いながら、その先どうしていくかというのはその次の段階で考えていくものだと考えております。

ですから、限りなくゼロに近づいていくとか、海砂利採取の業者の方々がそのような状況に仮になったとしますならば、当然今の縮減計画なるものは見直していかなきゃいけないだろうと思いますし、今立てているのは、あくまでも5カ年間で短期的な計画でございますので、今の計画の中でどうするかというところまではうたってございません。

○井手順雄委員長 5カ年間の短期契約とおっしゃいますけれども、業者さんに見てみたら、本当死活問題なんですよ、現状が。まあ、それはいいでしょう。そういうことであります。

それと、今熊本県は145万立米程度砂を使っています。そういう中で、今熊本県が20万弱ですから、14%程度ですね。そして、県が、長崎、佐賀、外国、このあたりから40%近くの砂を今入れとるわけですね。すると、今、佐賀、長崎が、来年、再来年度ぐらいにはもう県外に持ち出すなというような機運が出てきているという状況をお聞きしております。そうしたときに、県内のほとんどが公共工事、生コンクリートの骨材になつとるわけですね。こうした場合、その確保はできるのか。これについて、何年計画、それが3年ぐらいで県外から入ってこなかった場合、公共工事、生コン屋さんもあるわけですから、その

分の砂にかわるやつをどこかから調達して
くるのか、そういう計画は何かあるんですか。

○松永河川課長 現段階で計画があるのかと
いうことにつきましては、ございません。た
だ、ことしの3月に特別委員会の方に報告い
たしました県の縮減の方針の中で、課題とし
て、海砂を縮減する結果としていろんな課題
が発生してまいります。その課題にどのよう
にして対応していくかということにつきましては、
提言の中で、具体的な対応として、公共工
事における海砂の使用ですとか、海砂の代
替材の普及方策とか、そういうものは引き
続き研究していくと、検討していくというこ
とで、県として特別委員会の方に報告を……

○井手順雄委員長 具体的にはまだやってな
い。

○松永河川課長 まだやっておりません。

○井手順雄委員長 それはうそを言いよるこ
とだけんな。まあ、いいです。

それと、もう1点。今20万しか掘れぬでし
ょう。そうすると、やっぱり工事屋さんとい
うのは高い方に売りたいわけですね。工事に
出したいわけですが、その全数量を。そうし
たら、私たち海の観点、覆砂あたりの観点か
らいくなれば、現状において覆砂には回さな
いと、もう工事に出してしまう、20万は。と
なれば、私も組合長をやっていますけれども、
ことしも地先に1,000立米、500立米砂が欲し
いわけですよ。そうしたら、買うところがない
んですね、そうした場合来年から。こうし
たときに、それは今アサリ貝等々はやっぱり
覆砂事業のおかげで立っていると、これで生
活できるという漁民がたくさんいるわけです
よ。その漁民の皆さん方を守るためには、覆
砂事業が絶対必要なんですね。そういった観
点からいくなれば、どんどん縮小していつて、

工事に全部回ってしまって、覆砂ができな
いということになれば、私たちはどうすれば
いいのかなという懸念があるんですけれど
も、そこら辺のお考えを聞かせてください。

○松永河川課長 今の縮減計画を作成する上
では、環境政策課を筆頭に、河川課、水産振
興課、産業支援課という格好で、先生が今お
っしゃいました覆砂、漁業振興の観点から水
産振興課の方にも入っていただきまして、覆
砂の必要性については十分認識した上でつく
ろうということにしております。

○井手順雄委員長 いや、この間レクしたけ
れども、総数量は絶対変えませんというよう
なことを言っとるわけですよ。断固そういう
ことを言っているのに、今言いはるとは、総
量を変えるという意味ですか。

○松永河川課長 県の方で示しました方向性
の中に、当然覆砂の方には配慮するというこ
とで言っておりますし、今原案として定めて
おります採取量につきましても、覆砂につい
ては縮減の対象としないということを基本に
今整理をしておるところでございます。

○井手順雄委員長 全然違いますね、私との
話のレクの中で……。

○渡邊土木部長 ちょっと私の方からよござ
いますか。

やはり今、何というか、海砂利については、
いろんな環境問題で縮減方向というのは、こ
れはもう特別委員会の中で検討されてきたこ
とですので、それに従って今検討している
ということですが、この量的なものにつ
いては、やはり今河川課長が申しましたよう
に、それを踏まえて全庁的に今検討している
ということで、なかなか私ども独自では、こ
の量に対して、特に覆砂、我々は必要と思

ます。だから、そういうものに対して、どうするというような明快な答えがなかなかできかねますので、そこら辺についてはぜひとも御了解をいただきたいと思います。

○井手順雄委員長 それなら、土木資材の確保なんかはどうしますか、この辺は。確保の観点からいくならば。

○渡邊土木部長 土木資材の確保につきましては、先ほど委員長がおっしゃったように、140万、全体使う中の半分ぐらいを海砂が占めていると。その中で、特に生コン用というのが非常に多い、8割ぐらいというような話になっていまして、それをどうするのかと。今すぐ全面的にこれがだめだということになると大混乱を起こします。これは間違いございません。ただ、将来的には、私ども、やっぱり海砂が減少傾向にあると、つまり環境問題で、まあ有明、八代海は特に閉鎖域ですからいろんな問題が大きいということで特別委員会でもそういう方向が出された、県外も、まさしくおっしゃるように、同じような環境問題でやはり縮減方向に行っているというのは認識いたしておりますので、将来ともに減ってくるだろうと。となれば、代替材をやはり我々は検討しなければならぬし、工法もやはり変えていかなければならぬ、これも検討しなければならぬだろう。ただ、それは今検討の段階にありますけれども、まだ問題が非常に多うございます。

それと、やはり将来的には、もう循環型社会ということで再生資材をどれだけ使いきるかという、そこら辺にかかってくると思いますので、ただ時間はちょっとかかりますけれども、海砂にかわるものとするなら、我々の建設資材は、やはり今からそういう方向に向かっていくべきだろうというふうに考えております。

○井手順雄委員長 まあ、この問題は尽きない問題でもあろうし、また、海砂を掘らんだから、それなら山からとろうと、それなら山の環境破壊につながると、そういうやっぱり要素が含まれておりますので、そしてまた海砂と、採取を決めるのもいいけれども、業者さんという人がいらっしゃるわけですね。掘る人、これらの生活というのも何らか考えてやらんば、ただ罰則を強化せなん、これは当たり前です。どんどん強化していいんです、泥棒とかせぬように。強化はしていいんだけれども、それなりにやはり生活というものもあるわけでありまして、そこら辺は総合的に見て、補完性がとれるような対策を県としてはやっていかぬと、あくまでも納税者です。県民、県税を払っとるわけですからね。その辺は十分配慮していただきたいと。

○渡邊土木部長 全く委員長おっしゃるとおりで、業者さんがおられる、そこについてはきちんとやっぱり配慮すべきだろうと私は思っていますので、これはやっぱり全庁的にそこら辺は、縮減するのであれば、そういうのもきちんと考慮してやるべきだというふうに思います。

○井手順雄委員長 お願いします。済みませんでした、私ばかり。

ほかにございますか。——なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第16号から第18号まで、第22号から第25号まで、第28号、第30号、第32号、第34号及び第35号について一括して採決をしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外12件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 御異議なしと認め、議案第1号外12件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査をすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 では、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が1件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

それでは、戸塚道路整備課長から説明をお願いします。

○戸塚道路整備課長 道路整備課でございます。

お手元の方にお配りしております報告事項1、A4版縦型が1枚あると思いますので、その御説明をいたします。

会計検査院決算検査報告における指摘の件でございます。

去る11月9日に会計検査院から内閣へ提出されました平成18年度決算検査報告で、本県が事業主体となって実施しました国土交通省所管補助事業の五和中央線緊急地方道路整備事業(城木場2号橋)これは県の代行事業でございます。これにつきまして設計不適切である不当事項として指摘を受けましたので、御報告いたします。

指摘内容といたしましては、本県が平成17年度、18年度に天草市五和町で実施しました城木場2号橋の橋台2基の基礎ぐいに関するものでございます。

現場で築造します鉄筋コンクリートぐい、いわゆる場所打ちぐいで使用するコンクリートの強度を誤ったため、応力計算上での安全な範囲を超えておりまして、所要の安全度が確保されていない状態になっていると、こういう指摘でございます。

県が工事施工業者に発注する仕様書の作成段階で、生コンクリートの注文強度を設計計算で用います強度に取り違えて指定したために、ぐいコンクリートが強度不足となったものでございます。

このようなことが生じたのは、この工事におきまして、設計等の理解が十分でなかったこと、それと発注段階から完成に至るまでの各段階でのチェックが不十分であったことによるものでございまして、県民の皆様に御心配をおかけしたことをおわび申し上げます。

今後このようなことが再度発生しないよう、再発防止策を講じまして、職員のスキルアップと工事の発注から完成に至る各段階でのチェックの徹底を図っているところでございます。

対策工事につきましては、関係当局と協議を行いまして、既に完了しております。これによりまして、この橋梁の安全性は確保されており、国への補助金の返還は求められておりません。

以上で報告を終わります。

○井手順雄委員長 報告は終わりました。

その他も含めて、ここで質疑を受けたいと思います。ありますか。

○堤泰宏委員 私は阿蘇のことで恐縮ですけど、河陰阿蘇線という県道があります。今何か改良工事が始まるといううわさを聞いて、何であそこをするとだろうか。この前振興局に電話したら、平成17年に調査したら、1日270台ぐらい通る何か調査結果が出ると

そうであります。しかしながら、今、俵山トンネルの開通後に県道熊本高森線は、グリーンピアの取り付け道路から東側がほとんど工事が進んでおりません。非常に危険であるということで要望も出しております。

それから、もう1つ、高森地内の津留柳線、大変な努力をしていただいて橋梁のかけかえをやっていただきました。10年ぐらいかかったですね。完成後もう4年ぐらいかな。その前後の取り付け道路が全く改良がしてありませんので、大きな車両が通らないと。例えば、結婚式があり、非常にあそこは高齢化率が65%ぐらいです。結婚式場から案内のバスが来るのに、その津留という部落に車両が来れないと。東中のところまで小さい車両で出て行って、そこで結婚式の車両に乗らなければ結婚式場にも行けないと。まあ、これは一つの例ですよ。それぐらい道が狭いと。せっかく大きな予算で橋をかけかえてもらったのに、橋が有効に使われていないと。河陰阿蘇線は270台と、それを改良するという計画があるということを知りました。振興局に聞きまして、改良する計画があるようでございます。

実際、今、費用対効果とか、非常にそういう言葉も聞きますので、まず県道熊本高森線のグリーンピアからの東側、これをひとつ検討してもらいたいというのが住民の意見でございます。それから、津留柳線の橋のかけかえをやった効果が出ていないというので、これも費用対効果が非常によくないという声が出ておりますし、私もそう思いますので、一応お考えを聞きたいなど。また、要望も含めて述べさせてもらいました。

○戸塚道路整備課長 今、委員の方からお話がありました河陰阿蘇線につきましては、交通量270台という、極めて一般県道としては少ない交通量、その中で阿蘇振興局の方がどういった目的で事業計画を立てているかとい

うことに関しては、また再度確認したいと思いますけれども、ただ、地域の生活道路を整備する中では、必ずしも2車線道路で実施するというだけではなくて、やはりそこでネックになっている事柄について、応急的な対応とか局部的な対応とかという事情もございまして、その付近は振興局の方に確認させて、その事業計画についてはちょっと調べさせていただきたいということでございます。

それと、津留柳線につきましては、委員お話しのとおり、数年前までに田代橋という橋梁工事を伴いますような一つの地域の生活道路という形で改良を実施しております。多分、当時は、その橋の場所が一番ネックだったと思いますけれども、その箇所が解消されますと、また新たな箇所がネックという形で顕在してくると、そういった事情もあろうかと思っておりますけれども、その中で、やはりせっかくやったところを生かすためには、今までどおりやればいんですけれども、財政事情とかがあれば、ネックとなるところをどうやって解消するかという、まあ2車線にとらわれないような形ででも計画を進めていきたいと思っております。

なお、熊本高森線につきましては、現在文化財調査とかということを行いつつも現道拡幅の工事も進んでおりますし、去る9月以降、事業説明もいたしましたし、用地の理解も得られる中で事業を促進しているという状況でございます。

以上でございます。

○堤泰宏委員 河陰阿蘇線は、大体通称立野の赤橋、あれができる前はよくあそこを使ってたんですよ。もう40年前の話ですね。あの赤橋ができてからは、もうあんまりみんな重宝がらぬような道でございます。270台しか通らないというのが一つの数字で証明されていると思いますし、私の感じでは270台以

下だというふうな気もします。私も、ちょっと見てくれということで見に行きましたところ、ほとんど車は通らないですもんね。費用対効果を考えれば、やはりどんなに説明してもあそこを改修するということは、地域住民が余り納得しないと思うですね。

以上でございます。

○井手順雄委員長 ほかに。

○渡辺利男委員 2点ほど。

1点は、河川課になるのかな、天草の路木ダムについてちょっとお尋ねをしたいと思えます。

地元でも何か反対の声が出ているということで、現場を見ないことには私どもも判断できぬものですから、先日、天草市の担当の方の御案内で見えてまいりましたけれども、利水の面についてはある程度理解できるという感じでしたけれども、治水については大丈夫かなという思いです。現場を見てみてですね。貯水容量なんかを見ますと、むしろ治水対策の方が大きいわけで、229万トンのうち洪水調節が116万トンでしょう。利水は92万トンで、そっちの方が多いわけですが、治水対策としてこのダムが本当に必要かと問われた場合に、大丈夫なのかなという思いがします。

まず、この路木ダムの今後の進め方といいますか、今の進捗状況と今後どういうふうに進められていくか、それをまず聞かせていただいて、その次に、治水対策はどうしても必要だという部分をちょっと説明していただきたいと思えます。

○松永河川課長 河川課でございます。

路木ダムにつきましては、多目的ダムでございます。洪水調節と水道用水、それから正常な機能の維持ということで現在取り組んでいるダムでございます。

現在の進捗につきましては、工事用道路、

つけかえ道路についてはほぼ完了をいたしております。残りにつきましては、ダム本体の仮設備ですとか、そのような工事を残すのみとなっております。完成年度が25年度中を目途に現在事業に取り組んでいるダムでございます。水道事業につきましても、26年度からの供用開始を目途に進められているダムでございます。

それから、治水対策についてでございますが、私どもが治水計画を策定しますときに、既存の洪水がどうあったかとか、あるいは整備水準、どの程度の洪水の安全度を見ればいいのかということを基準に治水計画を立ててまいります。その場合に、路木川につきましては、治水安全度が30分の1、30年に1遍を切るぐらいの洪水に対して安全が確保できるような治水対策をとるという前提で整備計画を立てております。

具体的には、基本高水、これは、ダムがない場合に、30年に1度の雨で毎秒140トンの流量が発生すると考えております。そのうち、現在の川に流せる分が60トンということで、残りはダムで調節しようという治水計画でダムを検討しているものでございまして、ほかの河川改修とか、ほかの治水対策とも当然比較をいたしておりますし、ダムが最も効率的であるということでダムで実証しているものでございます。

○渡辺利男委員 まず、今後の進め方ですけれども、じゃあ本体を残すのみということですけれども、あと5年間ですが、その前に再評価委員会にかかる時期が来るんじゃないですか。それは来年ですか。

○松永河川課長 事業の再評価につきましては、5年ごとに必ず受けるということになってございまして、路木ダムにつきましては来年度の再評価委員会に諮るという予定をいたしております。

○渡辺利男委員 路木ダムというのは県の事業ですけれども、再評価委員会のメンバーというのは、何人でどういう方がいらっしゃるんですか。実は、天草も、去年ちょうど再評価をかけているんですね。それを見ましたら、まあ大学教授が1人ぐらいで、あとは地元の肩書のある方をずらっと並べてあるだけで、専門的なことはよくおわかりにならない方が多いのではないかなという私の印象でしたけれども、県の再評価委員会というのはどういう方ですか。

○田口土木技術管理室長 土木技術管理室でございます。

再評価の委員のメンバーでございますけれども、専門分野と一般分野ということで12名いらっしゃいます。その中で、専門分野の中の人たちでございますけれども、6名いらっしゃいますけれども、その中の5名が大学教授で、そのうちの1名の方が委員長をされております。あと一般分野につきましては、大学の先生もいらっしゃいますけれども、特にマスコミの方、それから地域の実情をよくわかっている方で構成されています。

○渡辺利男委員 じゃあ、そのメンバー表を後で見せてもらってよろしいですか。

○田口土木技術管理室長 わかりました。

○渡辺利男委員 それで、先ほど治水の部分の説明はあの程度だったんですけれども、大丈夫かなと思うんですよね、はっきり言って。その再評価委員会の皆さんが現地を見に行かれたらどう思われるかなと。90戸か80戸か、まあここが水害に遭う地帯だからと言われてはいるけれども、ちょっと首をかきげたくなるような集落ですよ。その川とあんまり関係ないところ、そこを治水対策と称してつくら

れているような計画なので、ちょっと……。あと羊角湾に対する環境問題等々、いろいろあると思いますけれども、これは再評価委員会のそういう専門家の方がいらっしゃるなら、そこを見守りたいと思いますけれども、ぜひこの治水対策についてはもう少し、例えば、ちょっと無理があるならば、この多目的ダムに今なっているけれども、これを治水対策をなくしたダムになったらどうなるのかとか、大きさとかあるいは費用とか、そういうのも含めてやっぱり考えてみてもいいのではないかなというふうに思っております。まあ、きょうはそこまでにしときたいと思います。

それと、もう1点、よろしいですか。

ことはいろんな偽装がたくさんありましたけれども、吉兆なんていう料亭は行ったことがないから関係ないですけども、リフォームの偽装の被害というのは結構今多くて、私も何か所かそういう実態を見に行ってきましたけれども、これからリフォーム産業というのはふえるばかりで、少子化の中で、新たに家を建てぬでもどっちなかの両親の家をもらえばいいわけで、リフォームというのはふえてきます。高齢者もふえてきます。

ところが、リフォームが非常に偽装が多くなってきているというのは、どうなのでしょう。建築課の方の建築指導とか確認とか、リフォームについては何かそういう指導とかチェックできる体制があるのでしょうか。まず、そこをお尋ねしたいと思います。

○鷹尾監理課長 リフォーム工事ということであれば、建設業法という建築工事に該当する場合があるかと思われまので、基本的には該当すれば建設業法からの許可なり指導なりということが一つ考えられようかというふうに思っております。

ただ、基本的には、契約締結の内容について、契約者との間でのトラブルということであれば、建設業法上は、その約款に契約締結

が行われていれば、建設工事の紛争審査会というような制度もございまして、司法に至る前の事前の解決機関というようなものは県の方では準備はしておるところでございます。

ただ、リフォームの中で、小額工事になって、許可を得ずに小額でやっていらっしゃる方もあろうかと思いますが、なかなかそのあたり目が届かない分野もあろうかと思えます。消費生活に関する問題も絡んでおろうかと思えますので、そういう実態があれば、そういう関係部局とも連携をいたしながら、行政としてどういうことができるのか、再度研究していく必要はあろうかというふうに思っております。

○青木土木部次長 補足させていただきます。

財団法人の熊本県建築住宅センターが主体となりまして、私ども行政とも連携をしながら、一般県民の方に対する各種の情報提供あるいは普及啓発といった取り組みを行っております。

その中で、例えば消費者向けの講演会ですとか相談会の開催ですとか、それから、市町村や建築士会の支部といったところに相談窓口の設置をお願いするといった取り組みを行っております。地道な活動ではございますけれども、そういった取り組みを通じまして一般の県民の方に、こういったものについてもいろいろな努力をしているところでございます。

○渡辺利男委員 金額で違うというふうに言われましたけれども、まあピンからキリまであって、数十万のリフォームから1,000万を超えるようなところいろいろあります。金額でそういう建築確認とか……

○鷹尾監理課長 建設業法で許可を必要とする建築工事につきましては、1,500万円また

は150平米以上の工事を行う場合には、これは建築工事が必要ということになります。かなり建築では高額でございまして、1,500万というと、まあ家を建てるということで、リフォームの範疇を超えるかなということを考えますと、大体リフォームでやっていらっしゃる方は無許可でやっていらっしゃるというケースが多いんじゃないかなというふうに考えられるところでございまして、なかなかそのあたりについては私どもの方で手の届かないところもございまして、先ほど申し上げたように、消費者相談といたしますか、そういうところでの対応あたりも必要になってくるのではないかと考えております。

○渡辺利男委員 1,500万を超えるのは少ない方だから、それ以下の部分がリフォームというのは多いですから、ほとんど届け出なしにといいますか、まあ名のある業者のところは頼んだのに、結局しに来たのは孫請ぐらいでめちゃくちゃなことをされて、後で、要するに終わった後ですぐはわからぬものだから、後でいろんなことが、裏をはがしてみたらめちゃくちゃだったとか、いっぱいあるんですよ。

そういうのに対して、やっぱり建築業界を指導される立場として、もう少し啓発とかチェック体制とか、そういうのはできぬものかなというふうに思いますけれどもね。消費生活センターですか、あそこに行けということでしょうけれども、やっぱりその前に防ぐために、偽装させないために、そういう業界に対する指導、啓発というのをもう少し……。

○鷹尾監理課長 建設業協会の中でも建築を主体とする方々のお集まりもございまして、今後の建設投資がなかなか厳しい中で、リフォームというのは有望な分野であろうということで、そういう分野に力点を置く企業も生まれているようなお話も聞いておるところで

ございます。私どもも、そういう場を通じながら、健全な業者育成ということで、できる限りの支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○渡辺利男委員 優良業者といたしますと、JASマークじゃないけれども、そういうのを発行して、そういうところにみんな注文するようとか、そういうことはできぬものですか。

○青木土木部次長 ちょっと補足させていただきますと、主に住宅供給事業者によりまして、県内でも住宅リフォームに関する協議会——任意でございますが、事業者の方の集まりなども設けられております。こういった中で自主的な取り組みも進められておりますけれども、前にも御指摘のありましたような点も含めまして、さらに取り組みを強めていただくように、私どもとしても働きかけていきたいと考えております。

○井手順雄委員長 ほかにございますか。

○児玉文雄委員 特定財源の件を。

○井手順雄委員長 それでは、ほかにその他はもうないですね。

それでは、ここで児玉委員の方から、道路特定財源の決議案が提出されておりますので、御説明をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○児玉文雄委員 もう皆さんも御存じと思いますが……

○井手順雄委員長 案は配って結構ですから。

○児玉文雄委員 案はもう配るね。

(決議(案)配付)

○児玉文雄委員 特定財源確保について、我々建設委員会でも、決議をして国に出したいという気持ちを持っておるわけでございます。

11月15日に、東京で、九州国会議員の皆さんと各県議会から若手の皆さんが上京されて、懇談会もされ、私も急遽行ってまいったわけでございますが、それと、この地下会議室で地方6団体の決起大会もございました。

話を聞けば聞くほど、我々は、今までこの特定財源を頼りに楽しみに道路ができるのを待っておったのですが、今になって暫定分を3月31日の期限に通すとか通さないというような話も聞こえてくるわけでございます。

特に、熊本県は、今新幹線工事もやっておるわけですが、在来線の高架化等についてはこの道路特定財源が使われるし、阿蘇の方から中九州高規格道路、または御船延岡横断道路、また、西回り高規格自動車道路、天草地域道路と、今たくさん道路建設を手がけておるわけでございます。

そういう中で、この財源が万が一暫定分が国会の中で通らないというようなことがあれば、もう本県にとっては100億円のマイナスだそうでございます。そうすると、各町村が60億円。これはもう来年度の予算は組めないんじゃないかというような大変心配もされておる時期でございますので、ぜひ委員の皆さん方の全会一致の御協力をお願いして決議をやりたいと。案はただいま配っておりますが、ぜひ皆さんの御協力をお願いいたします。

○井手順雄委員長 わかりました。

それじゃ、これを読ませますかね。「もういいですよ」と呼ぶ者あり)よかですか。もう執行部の意見もよかでしょう。わかっとなりますけんね。

○渡辺利男委員 私、意見があります。

児玉先生の言われる意味は十分理解した上でですけれども、暫定税率の維持ということについては私もいいと思います。なかなかやっぱり一たんなくしたら、新たな財源をつくるのは難しいですよ。これは必要だと思いますが、この1点目の一番上の行の「一般財源化することなく道路整備に充当すること」ということが入ると、私はなかなかうんと言えないんですよ。

というのは、やっぱりこれは地方の自由に使えるようなお金にある程度すべきだというふうに思います。道路が必要なところは道路をつくれればいいわけで、例えば、もう少し発想の転換を図らにやいかぬと思うのは、ここは天草出身はいらっしゃいませんが、例えば天草を例にとって言いますと、90分構想ができたのはもう20数年前ですけれども、それにしがってどんだん道路高規格もできました。有明まで10数キロで、15分ぐらい短縮するのに450億かけてあれをつくったわけですよ。それから、今度は1号橋も新たに作るのか、あるいは高規格、また宇土半島のど真ん中をつくっていくとか、90分構想、20数年前、まあ右肩上がりの時代に考えた発想でずっとやっているわけですが、ただ、もう人口減少時代に入って、2035年に熊本県の人口は30万人減ると。天草の推計を見ますと、今の大体60数%の人口になっていると。天草の道路は、今1日2万2,000台ぐらいですか。それが、多分1万台になっているだろうと思われま。

そういう状況なのに、まだ道路高規格も含めてああいうところに道路をつくり続けなにかぬのかなど。それよりもむしろ、バスだってもう赤字で走らぬようになるわけだから、福祉バスにお金を使おうとか、地方の発想で自由に使えるようにすべきだというふうに私も思っておりますから、ここの部分「一般財源化することなく道路整備に充当すること」ということが入るならば、残念ながらち

よっと賛成しかねます。

○井手順雄委員長 ここがみそどころだろうな。

○児玉文雄委員 やっぱりあんまり今まで道路建設には時間がかかってきとるわけですよ。先ほど堤委員も言われたように、田舎の方に行くと、50人乗るバスが行かないんですよ。だから、どこそこまで出てこいと、それからバスに乗っていくと、そういう状況で、そういうことはやっぱり格差がひどくなっている。

それと、この特定財源を払っている人は、どちらかという田舎の方が多いわけですよ。交通機関がないものですから、やっぱり田舎はどうしても車に頼らなきゃいかぬと、そういうようなことで大変税金も払っている。今まで都会の高速道路あたりは大変できましたが、地方は今からだもんだから、ぜひここらあたりは……。

これは案でございますので、渡辺先生、委員長、副委員長とちょっと話し合いをされて……

○井手順雄委員長 そういうわけにはいかぬでしょう。ここで決めにやいかぬですよ。

執行部は、この一般財源化というのは、どういうとらえ方をしとんなはるですか。

○戸塚道路整備課長 道路特定財源というのは、先ほどお話がありましたとおり、受益者負担という中での理解のもとでやっておりますので、こういった一般財源化した場合に納税者の理解がとれるかどうか、その範疇がそれに合うかどうか、これが一つ問題かと思っております。

あと一つは、道路特定財源の中で、一般財源化というのが出てくる中で、余っているというような話があつておりましたけれども、

これはシーリングの中で余剰が生じているということであって、少なくとも地方の道路特定財源は、道路特定財源だけで45%ぐらいしか賄っておりません。そのほかは、ほかの自主財源とか起債とか、そういったことを充ててやっと実施しているという状況でございますので、道路特定財源が余っているという状況ではございません。

○井手順雄委員長 わかりました。

じゃあ、これはもう議論するあれがありませんので、ここで挙手をもって採決をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 じゃあ、この案について賛成の委員の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○井手順雄委員長 挙手多数と認め、御賛同いただきましたので、決議として本会議に提出したいと思えます。

これで議事はすべて終了いたしました。

なければ、以上で本日の議題はすべて終了します。

最後に、要望書が11件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第4回建設常任委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時55分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

建設常任委員会委員長